

令和5年度 横浜市栄区社会福祉協議会 事業計画

■ 事業方針

コロナ禍での生活も4年目となり、昨年度は地域づくりに関わる様々な事業も「中止・延期」から、どのように工夫すれば「実施・実現」できるかを模索しながら進めてきました。そのような状況下、生活困窮者の支援事業として「フードパントリー」（食支援事業）や移動困難者に対する支援・コミュニティづくりとして「移動販売」の実施など、支え合いの仕組みづくりや地域に応じた支援を地域の皆さんと展開してきました。今年度はそれぞれの業務の内容や関わり方を検証し、より地域づくりに結びつけられるような仕組みを考えるとともに、より一歩前へそれぞれの事業を展開できるよう、積極的な意識を持って取り組みます。昨年12月の民生委員児童委員・主任児童委員（以下「民生委員」）の一斉改選で、約4割の民生委員が入れ替わりました。地域の活動者が孤独や負担を感じることなく、一緒に進めていく意識を持ちながら新たな体制での関係を構築し、協働します。

また、職員一人ひとりが社協職員であることを自覚し、地域からの信頼や期待に応えられるようチーム一丸となって業務に取り組みます。それぞれの業務を進めるにあたっては、多様な働き方や効率化を進めるとともに、職場内にも「おたがいさま」の支え合いの意識を持って、ワークライフバランスを実践しつつ事業を展開してまいります。

■ 重点取組

1. 身近な地域における支援体制強化

(1) 地区社協活動の推進

困りごとを解決する組織「地域のプラットホーム」として機能するよう、寄り添い、支援します。また研修等の場を活用してそれぞれの事例を学び、区社協ともにスキルを高め、身近な地域でのつながりづくりや支えあい活動を進めます。

(2) 地域資源のコーディネート

地域を支えるネットワークの仲間である社会福祉法人や施設、企業とのつながりをさらに強化し、役割を確認・認識しながらコーディネートを進めます。推進のパートナーである地域ケアプラザと連携しながら、地域共生の仕組みづくりに取り組みます。

2. 地域における見守り、相談、支援の充実

地区社協や民生委員、地域ケアプラザとは常に情報を共有できる体制をつくとともに、見守りに対する住民の意識を高めるよう働きかけます。新任民生委員の多いなか、支援の意義や役割をお互い認識し、丁寧に関わりながら取り組みます。

3. 災害対策の充実と強化

昨年度構築した災害情報システムを活用したシミュレーションを実施し、横浜栄・防災ボランティアネットワークと役割を確認しながらさらなる関係強化を進めます。また、区との災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定の内容を検証し、災害ボランティアセンターの運営をスムーズに始められるよう取り組みます。

4. 会員の拡充及び部会・分科会の活性化

新設の各種グループや施設など本会未加入団体に対し、社協の事業PRとともに入会活動を積極的に行います。また本会の特徴を活かし、部会・分科会員の課題の共有や解決に向けた取り組みを進めます。

■ 事業計画

1 小地域活動の推進・支援

1-1 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業 【重点】

(善意銀行) 100 千円[53 千円]

必要な支援やサービスに結びついていない人や孤立しがちな人、またコロナ禍をきっかけとした相談の背景にある生活課題を発見し、その課題解決に向けて地域ケアプラザ等支援機関との連携を強化し、地域住民を主体とした見守りや支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

(1) 地域ケアプラザや関係機関との連携

住民一人ひとりの生活課題を共有するとともに、課題解決の方針や具体的活動について検討するため、区内全地域ケアプラザの地域ケア会議や定例カンファレンスに継続的に参画します。また、区社協事業や相談を通して把握したニーズや地域情報を、地域ケアプラザや地区支援チームと共有し連携します。

(2) 職員間での地域情報や課題の共有

日々の担当業務から把握したニーズや地域情報を、職員がタイムリーに共有できる場を設定し、地域支援に生かしていきます。また「断らない支援」をモットーに、地域住民に寄り添った支援を目指します。

(3) 地域のネットワーク活動等への参画

日常生活圏域での生活課題を把握し、課題解決の仕組みづくりを構築するために開催される会議や協議体、地域福祉保健計画における地区別計画の推進を図るための会議に参加し働きかけを行います。

(4) 食支援を通じた地域のつながりづくり

区社協で実施している日常的な食支援、地区社協と共催で行うフードパントリー等をきっかけとして、生活困窮世帯等が抱える生活課題の把握、地域のネットワークを生かした見守りの働きかけを行います。食料をお渡ししただけで支援を終了せず、適切な家計管理や制度利用に繋がるよう関係機関と連携して事業を実施します。

また、地域住民に対して区社協で相談を受けている世帯の困りごとの内容や生活課題を伝え、支援の方法を一緒に考える場を作るなど、地域全体で個別の世帯を支えられる土壌づくりを行います。

1-2 地区社協支援 【重点】

地区社協が、地域の福祉課題や一人ひとりの困りごとの解決を目指し、地域の中で福祉活動の協議体としての機能を発揮するとともに、様々な活動や団体と連携できるように支援します。また、各地区社協で行われる理事会や定例会、各事業に参加するなど、地区社協活動がより活発化するよう、様々な機会を捉えて支援します。

(1) 地区社協関係会議の開催

(会費) 23 千円[23 千円]

地区社協分科会を定期的で開催します。区社協からの情報提供、地区社協同士の積極的な意見交換を実施し、各地区社協の活動支援につなげます。また、地区社協事務局長会議を定期的で開催し、地区社協の運営に関する課題や事務手続きについて話し合う機会とします。

(2) 地区社協活動費助成

(市社協補助金・共同募金) 1,610 千円[1,610 千円]

地区社協活動を支援するため、助成金を交付します（地区社協活動費・福祉推進事業費 等）。

(3) 地区社協研修の実施

(会費) 56 千円[41 千円]

住民同士の支えあい、見守りあいを推進し、地区社協活動をより活発なものとするため、必要な知識・情報を学ぶ研修を実施します。区域での研修のほか、職員が地域へ出向き、各地区の状況に応じた研修を実施することで、地区社協の活動を支援します。

1-3 生活支援体制整備の取り組み 【重点】

(市社協受託金、区受託金、参加費収入) 663 千円[200 千円]

高齢化の進展や単身世帯の増加等の社会的背景に伴い、高齢者の生活支援の必要性が増す中、一人ひとりができることを大切にしながら、高齢者が暮らし続けられるために多様な主体と連携・協力する地域づくりを進めます。

(1) 区域における生活支援体制整備事業の推進

区域における課題と資源を明らかにするとともに、目指す方向性や目的を地区社協、連合町内会、自治会・町内会、地域ケアプラザ、区役所等と共有し、区域の課題解決に取り組みます。

移動販売については、高齢者等の買い物支援、見守りを通じた新たなコミュニティづくりを図り、更にフレイル予防（健康支援）を展開していきます。「高齢者見守りに関する協定書」を結んだタクシー業者と定例的に意見交換を行い、顔の見える関係の中で見守りの仕組みを強化し広げていきます。また高齢者等サロンへの送迎については、利用の輪が広がるよう関係者とともに計画立てて進めます。

(2) 多様な主体とのネットワーク構築

区内のNPO団体、民間事業者、関係機関・団体（ちょこっとボランティア）等、多様な主体間の情報共有の機会を作り、ネットワーク（協議体）を構築するとともに連携強化を図ります。また、地域におけるネットワーク構築（協議体設置）を支援します。

(3) 生活支援コーディネーター連絡会の開催

地域ケアプラザに配置されている生活支援コーディネーターと一体となって、地域支援に取り組みます。そのために、区域での取り組みや各地域ケアプラザでの進捗状況などを協議・共有する連絡会を毎月開催し、事務局を担います。

(4) 新たな担い手の発掘

サロンなど地域活動グループの様々な活動や交流が途絶えることなく継続する体制づくりのため、区内生活支援コーディネーター、地域交流コーディネーターと協働でSNS等の非対面コミュニケーションツール（ICT）などの手法を取り入れるとともに、新たな担い手を発掘します。

2 福祉ニーズのある区民への支援

2-1 青少年の育成支援

栄区地域子育て支援拠点「にこりんく」や民生委員児童委員、地域ケアプラザ等と共に、乳幼児～学齢～青少年と各年代に応じた子育て支援を推進します。

(1) 学齢期、子ども居場所活動団体の支援

学齢期の子どもの居場所活動連絡会を開催し、団体同士で活動の工夫を共有、情報交換できる場とします。また、各団体の活動状況に応じて適切な情報提供を行い、後方支援を行います。

(2) 関係機関との連携

次の連絡会等に参加し、関係機関との連携を図ります。

- 子育て支援団体連絡会
- さかえっ子の笑顔ひろげ隊活動
- 栄区児童虐待防止連絡会

2-2 障害児・者支援

(会費・共同募金) 162 千円[162 千円]

区内の障害児・者活動の支援を行います。また、日常の関係づくりが重要という視点から「障害理解」を進めるための啓発活動や当事者と地域が交流を持てる事業に取り組めます。

(1) 障害者週間キャンペーンの実施

当事者団体部会、障害者支援分科会により「障害理解」を進めるための啓発活動に取り組みます。

- 保育園・小学校・中学校・高校へのPR
- 街頭キャンペーンの実施
- ポスター掲示等による自治会・町内会へのPR

(2) 栄区自立支援協議会等への参画

栄区基幹相談支援センター、区役所が中心となり運営している自立支援協議会の事務局の一員として運営に参画します。また、高齢分野、障害分野の垣根を越えた関係づくりとして行う栄区ネットワーク幹事会に参加し、連携を図ります。

(3) 障害者後見的支援事業等への協力

「栄区後見的支援室とんぼ」と適宜、情報の共有を行い、制度の周知等に協力をします。

2-3 高齢者支援

区内の高齢者を対象にした活動の支援を行い、関係機関等との連携を進めます。また、高齢者理解のために情報発信を行います。

(1) 介護予防、認知症理解・啓発に向けた取組支援

区役所、地域ケアプラザ、キャラバンメイト等と連携し高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活がおくれるよう、地域で実施される介護予防、認知症の理解・啓発、見守り事業の取り組みを支援します。

(2) 高齢者施設間の連携とPR活動

高齢者支援分科会において福祉施設の紹介や人材確保のためのPR活動を実施します。

2-4 移動情報センター事業

(市社協受託金・市補助金) 10,058千円[10,012千円]

移動に困難を抱える障害児・者等からの相談に応じて、相談支援機関との連携・調整を図りながら、各サービス事業者やボランティア等の情報提供や紹介を行います。また、ガイドボランティア事務取扱団体として、移動支援の担い手発掘及び育成を行います。

(1) 相談窓口での相談調整・ニーズの発掘

障害のある方の移動に関する制度やボランティアサービスなどの情報を提供します。

また、当事者団体や教育機関等に向けた事業説明を実施し、ニーズの掘り起こしを行うとともに、定期的にカンファレンスを実施することで相談に対する理解を深め、コーディネート技術の向上を図ります。

(2) 移動支援ボランティアの発掘とネットワークづくり

障害理解やガイドボランティア養成講座を区域・地区域において関係機関と連携して開催し、ボランティアの発掘を行います。また、ボランティア交流会、情報交換会を開催するとともに、フォローアップ講座を開催し、活動の活性化につなげます。

(3) 移動支援事業所との連携

区内で移動支援をしている事業所へ訪問し現状や課題を聞き取り、今後の取り組みに繋がります。また、事業所との関係強化を図ります。

(4) 推進会議の開催

区内の障害児者の移動に関する課題解決を目的とし、関係機関とのネットワーク形成や担い手の発掘・育成等の移動支援を推進するための取組について協議、連携を図る場として推進会議を開催します。

2-5 社会福祉法人・施設による地域貢献活動の支援

高齢、障害、子ども等の分野を越えて連携できるネットワーク体制を構築し、地域とともに、個別課題や地域課題を共有し、既存の制度やサービスでは対応できない狭間の問題に対し、社会福祉法人・施設の強みと専門性を活かせる体制の構築を目指します。

特に、フードドライブ、フードパントリー等を通して「人と人」「施設と施設」など「食」でつながる新たなつながりを施設、住民、企業、行政が協働し、地域の見守り・支えあい（第4期つながるプラン：お互いさまで支え合うまちに）体制づくりを進めます。

3 ボランティア活動の推進・支援

3-1 ボランティアセンター事業

(区受託金・手数料収入) 1,306千円[1,386千円]

(1) ボランティア相談・調整

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている方からの相談を受け、それぞれを結びつけられるよう、コーディネートを行います。地域ケアプラザやさかえ区民活動センター、近隣区の社協ボランティアセンター等と連携し、相談者の希望に沿ったコーディネートを行います。また、コロナ禍におけるボランティア活動の相談に対応します。

(2) ボランティアニーズの把握

福祉施設や作業所、個人等ボランティアを必要とする方からの声を、積極的にキャッチします。また、受け付けたボランティアニーズについては必要に応じてホームページや広報紙に掲載し周知します。

(3) ボランティアに関する情報の提供

ボランティア・市民活動に関する情報を広く提供します。

- ボランティア情報紙 「そら」の発行
- ホームページへの掲載
- 福祉保健活動拠点内 掲示板・チラシラックの活用

(4) ボランティアの育成・支援

個人や団体のボランティア活動を育成・支援するための連絡会・講座の開催や、新規のボランティア発掘のための講座の開催など、ボランティアのニーズに合わせた取り組みを行います。

(5) ボランティアセンター運営委員会

ボランティアセンターの適正な運営を図るため、運営委員会を開催します。

(6) 地域ケアプラザ・地区センター等との連携

区内においてボランティアを育成・支援している各種団体と連携を図り、各種団体のボランティア育成者同志のネットワークづくりを進めます。

3-2 福祉教育の推進

(市社協補助金・会費) 85千円[105千円]

(1) 福祉教育活動の相談調整

教育機関や地域、企業等が実施する福祉教育活動の相談に応じ、企画支援をはじめ講師派遣などの調整を、地域ケアプラザ等と連携して行います。また、連携を円滑に行うために地域ケアプラザと共に研修など学習を行う機会を設けます。

(2) 福祉教育機材の貸出し

学校の学習や企業などの研修に活用できる教材として、車イス、白杖、高齢者疑似体験セット・点字器・車イススロープ・点字ブロック・ボッチャの貸出を行います。

3-3 災害ボランティア活動の強化 【重点】

(市社協補助金・手数料収入)119千円[119千円]

(1)関係機関との連携

災害ボランティアセンター設置に備え、横浜栄・防災ボランティアネットワーク、区役所と情報共有を常に図ります。また、横浜災害ボランティアネットワーク会議等への参加を通して、関係機関との顔の見える関係づくりを進めます。

(2)災害ボランティアセンター開設のための整備

昨年度構築した災害情報システムを活用した災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を行い、緊急時に備えます。栄区災害ボランティアセンター設置運営の協定やマニュアルを常に見直し、柔軟な対応ができるよう市社協とも連携しながら整備します。

(3)災害ボランティアの啓発

啓発活動や研修会等を実施し、地域の方々の災害ボランティアに関する理解を深めるとともに、担い手の発掘を行います。

4 総合相談

4-1 総合相談事業

日常的なさまざまな福祉ニーズに対応できるように、相談者に応じた情報の提供や関係機関につなげるなど、サービスの提供を行います。

4-2 権利擁護事業

(受託金・利用料) 471千円[462千円]

(1)栄区あんしんセンター

○権利擁護に関する相談

判断能力や身体能力の不十分な高齢者や障害者が、安心して日常生活を送ることが出来るように支援するため、権利擁護に関する相談を受け、関係機関と連携し対応します。

○高齢者や障害のある方の契約によるサービス

- ・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
- ・預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

○広報啓発活動

- ・区民や福祉関係従事者等に対する事業説明を地域に出向いて実施します。

○関係機関との連携

- ・地域包括支援センター連絡会および社会福祉士分科会への参加
- ・後見的支援事業および自立生活アシスタント事業等との連携強化
- ・地域ケア会議、定例カンファ等への参画

(2)成年後見制度の推進

○市民後見人バンク登録者および受任者への活動支援

同じブロックである戸塚区・港南区と、市民後見人の後見監督的機能の一部として、ネットワークを活用したバンク登録者への活動支援を行います。

○区域の課題や困難ケース等に対応するための専門職会議への参加

○区成年後見サポートネット（区協議会）への参加

4-3 各種福祉援護事業

(1)生活福祉資金貸付事業

(県社協受託金) 4,270千円[3,073千円]

低所得者や高齢者、障害者からの相談に応じ、資金の貸付や活用できる制度・サービスの情報提供により、一人ひとりのニーズに合わせた世帯の自立を促します。また、行政との定期的な会議を実施し、自立支援制度等との更なる連携の強化を図ります。

○福祉資金（福祉費・緊急小口資金）

- 教育支援資金(教育支援費・就学支度費)
- 不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金
- 総合支援資金
- 臨時特例つなぎ資金

(2)生活困窮世帯への支援

生活に困難を抱える人々の相談に応じ、就労支援や学習支援、食の支援などに取り組む団体との連携を強化し、地域福祉の視点を持って取り組みます。

単に食料を渡すだけに留まらず、地域での孤立防止のため民生委員や地区社協との繋ぎを行うことを意識した支援を行い、フードパントリー等地域と連携した事業を実施します。

また、自立支援制度等の活用とともに、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を目指します。

(3)小災害緊急援護事業

区内において発生した火災などの被害を受けた罹災世帯に対し、神奈川県共同募金会からの見舞金(たすけあい福祉資金)と合わせて、見舞金を支給します。

5 広報啓発事業

5-1 福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりを推進するために、福祉活動関係者や多くの区民への啓発事業、また、会員相互の交流事業を通じて、福祉活動への理解と関心を高めます。

- (1)栄区社会福祉大会 (共同募金) 644 千円[609 千円]
地域福祉活動に功績のあった個人や団体に感謝の意を表し顕彰します。

5-2 福祉の情報発信 (共同募金) 2,991 千円[1,892 千円]

福祉への理解と関心を高めるために、区社協事業の情報提供や、地域の福祉活動・ボランティア関係情報を収集し、発信していきます。

(1)広報紙の発行

区社協広報紙「さかえ区社協だより」を年2回発行し、自治会・町内会の協力により全世帯に配付します。

(2)インターネットによる広報

本会の事業に関する情報の他に、会員から提供をうけたイベント情報など、ホームページ等にて周知します。

また、ウェブアクセシビリティの向上を目指し、ホームページのリニューアルを行います。

6 助成金配分事業

6-1 善意銀行の運営

(1)寄付金品の受け入れと配分

地域の皆さまから寄せられた寄付金品を、地域福祉推進のため区内の地域福祉活動団体や障害当事者団体等へ適切に配分します。また、既存の配分方法を見直し、より良い方法を検討します。

(2)周知と財源確保

善意銀行の機能や働きを周知し、地域の福祉活動支援の財源確保に努めます。

6-2 さかえ ふれあい助成金事業 (市社協補助金・共同募金) 7,187 千円[7,490 千円]

(1) 助成事業の実施

区内の地域福祉や障害福祉を推進する団体の活動を支援するため、「市社協補助金」「共同募金配分金」を財源とした助成事業を実施します。

(2) 団体ヒアリングの実施

よりわかりやすく公平かつ透明性の高い助成金とするため、ヒアリング等で助成状況について確認をするとともに、活動団体との関係強化を図ります。

6-3 独自の助成金事業 (共同募金・善意銀行) 2,300 千円[1,300 千円]

(1) 年末たすけあい助成金の実施

年末に行われる生活に困難を抱える世帯や、高齢者、子どもたちを対象とする地域食堂や居場所づくり、見守り訪問活動を推進する活動を支援するため、「共同募金配分金」を財源とした助成事業を実施します。

(2) 団体会員助成金の実施

福祉関係団体の活動を支援することにより、区内における福祉活動の充実を図ることを目的として、運営費又は活動費の一部として助成金を交付します。

7 福祉保健活動拠点の運営

7-1 拠点の管理・運営 (区受託金・利用料) 16,592 千円[16,482 千円]

指定管理者として、「地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場」としての施設であるという認識のもと、多くの方に活用していただける施設運営を行います。

また、コロナ禍においても多くの方に安心して活用していただけるよう、感染症対策を行います。

(1) 施設の適正な管理

社会福祉協議会の特性を生かし利用登録団体との交流を促進し、当事者団体・ボランティア団体・NPO法人・専門機関等との交流や連携を図ります。

- 会場の貸出業務、会場利用に伴う機材の貸出業務
- 印刷機の貸出業務
- メールボックス、ロッカーの貸出業務
- 利用者アンケートの実施と業務改善

(2) 利用者団体協議会の開催

- 利用調整会議の開催
- ようこそ であい広場運営協力

7-2 ボランティアセンター事業（再掲）

- ボランティア情報紙の発行
- ボランティアの育成・支援（講座の実施等）
- ボランティアに関する相談・紹介業務の実施

8 法人運営

8-1 事業推進体制の基盤

協議体として少数の意見を見逃さず、法人の健全・適正な運営を行います。

(1)理事会、評議員会、監事会の開催

- 理事会
- 評議員会
- 監事会

(2)部会・分科会の開催

区社協会員を対象とした、分野別分科会（ボランティア市民活動、障害福祉関係、児童福祉関係、高齢者福祉関係）を設置し、共通した課題への取組や勉強会、団体間の関係づくりなどを行います。

- 部会 地域福祉関係団体部会
当事者団体部会
専門機関部会
学識経験者部会

- 分科会 地区社会福祉協議会分科会
民生委員児童委員分科会
自治会・町内会分科会
ボランティア・市民活動団体分科会
福祉関係団体分科会
当事者団体分科会
高齢者支援分科会
子育て支援分科会
障害者支援分科会
地域支援施設分科会
専門機関分科会

(3)各種委員会の開催

- ボランティアセンター運営委員会
- 広報編集委員会
- さかえふれあい助成金配分審査会
- 評議員選任・解任委員会

(4)各種連絡会の運営

- 地域活動交流コーディネーター連絡会
- 生活支援コーディネーター連絡会（再掲）

(5)災害時対応

- 災害ボランティアセンター開設・運営訓練の実施
- 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（システム）の整備

8-2 会員の拡充及び財源の確保 【重点】

(1)区社協事業のPRと会員の確保

新たに立ち上がった団体や施設など本会未加入団体に対し社協事業のPRを行い、新規正会員および賛助会員の加入促進に向けた取り組みを積極的に行います。

(2)事業活動に伴う財源の確保

善意銀行を周知し、地域の福祉活動支援の財源確保に努めます。（再掲）
また、共同募金運動に積極的に協力します。

8-3 第4期栄区地域福祉保健計画（さかえ・つながるプラン）の推進

(共同募金) 110千円[160千円]

「みんなが支えあい安全・安心を感じるまち さかえ」を目指し、区役所や地域ケアプラザ等と連携しながら推進していきます。事業実施においては、地区社協、各種団体をはじめ、自治会・町内会を中心とする活動も含め、身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業との連携も視野に入れ取り組みを進めていきます。

(1) 区計画

第4期計画推進に向けて区役所とともに取り組みます。

(2) 地区別計画

第4期計画推進に向けて、各地区での取り組みや地区の話し合いについて、区役所や地域ケアプラザなどと連携して支援します。

(3) 地域情報と課題の共有

地区ごとの現状にあった地域福祉活動のさらなる推進を目指し、地区支援チームの一員として情報及び地域課題の共有を図るとともに、地区別計画の推進・策定や具体的な取り組みに向けた話し合いについて、区役所・地域ケアプラザとともに連携して支援します。

9 福祉関係団体への運営協力・支援

次の福祉関係団体の運営に協力し活動をサポートします。

- 社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市栄区支会
- 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部栄区地区委員会
- 栄保護司会
- 栄区更生保護女性会
- 栄区更生保護協会
- 栄区遺族会